

【死因究明等推進計画の概要】

【重点的施策・推進状況】

【問題意識】

計画策定の経緯・背景

- ・高齢化の進展等に伴う死亡数の増加
  - ・犯罪の見逃し防止
  - ・東日本大震災において、身元確認作業が困難を極めたことから、平素から身元確認態勢を整備しておく重要性
- ⇒死因究明及び身元確認の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題

死因究明等推進計画について

- 死因究明等の推進に関する法律（H24法律第33号）に基づき、死因究明等の推進に関して必要な措置を定める計画
  - 死因究明等推進会議（会長：内閣官房長官）が計画の案を作成
  - 有識者からなる死因究明等推進計画検討会を18回開催、最終報告書を取りまとめ（H26.4）
- ⇒死因究明等推進計画を閣議決定（H26.6）

計画策定によって期待される効果

- ①死因究明等が、**重要な公益性を有するものとして位置付けられること**
- ②死因究明等に係る**実施体制の強化**
  - ・政府において、死因究明等に関する関係府省等施策の管理調整等を行う体制の構築
  - ・地方において、死因究明等に関係する者（知事部局、警察、医師会、歯科医師会、大学病院等）が有機的に連携
  - ・地方における自主的な取組を促し、地域間格差の解消
- ③死因究明等に係る**人材の育成及び資質の向上**

推進体制

- ・政府・地方の推進体制構築
- ・大学・医療機関等の関係者の協力の確保
- ・社会情勢の変化等を踏まえ適宜施策の検証及び見直し

1 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備

- ・平成31年2月末において、35都道府県に死因究明等推進協議会が設置
- ・厚生労働省において、平成27年4月から死因究明等推進協議会の設置関係費に財政支援

2 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備

- ・文部科学省において、各大学における死因究明等に関する教育の充実を要請

3 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上

- ・警察庁、海上保安庁において、検視官・鑑識官等の職員を対象に専門的な研修を実施
- ・厚生労働省において、日本医師会に委託して「死体検案研修会」、「死亡時画像診断研修会」を実施
- ・厚生労働省において、平成26年9月から日本医師会委託事業「小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業」を開始

4 警察等における死因究明等の実施体制の充実

- ・警察庁において検視体制の強化等を行い、平成29年中における検視官の臨場率が78.9%に向上
- ・平成29年中司法解剖8,157体、死因・身元調査法に基づく解剖2,844体、その他の解剖（監察医による解剖・遺族の承諾による解剖）9,582体を実施（警察取扱い死体のうち、交通関係、東日本大震災による死者を除く）

5 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

- ・厚生労働省において、都道府県の解剖や死亡時画像診断の財政支援を実施

6 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用

- ・警察庁、海上保安庁において、薬毒物検査や死亡時画像診断の積極的な実施を推進、死亡時画像診断の活用について病院との協力関係を強化・構築

7 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

- ・警察庁において、身元不明死体等のDNA型記録について整理・保管・対照する仕組みを構築し、平成27年4月から運用を開始
- ・厚生労働省において、日本歯科医師会等と連携し身元確認に資する歯科情報の標準規約「口腔診査情報標準コード仕様」を策定

8 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

- ・警察庁、海上保安庁において、死因・身元調査法に基づき必要に応じて関係行政機関に通報
- ・警察庁、法務省、海上保安庁において、遺族等に対し、プライバシー保護に留意した適切な説明の実施を促進

左の計画に基づき

○「死因究明等推進計画の策定によって期待される効果」が実現されているか？

○高齢化の進展等の社会情勢の変化に対応しているか？

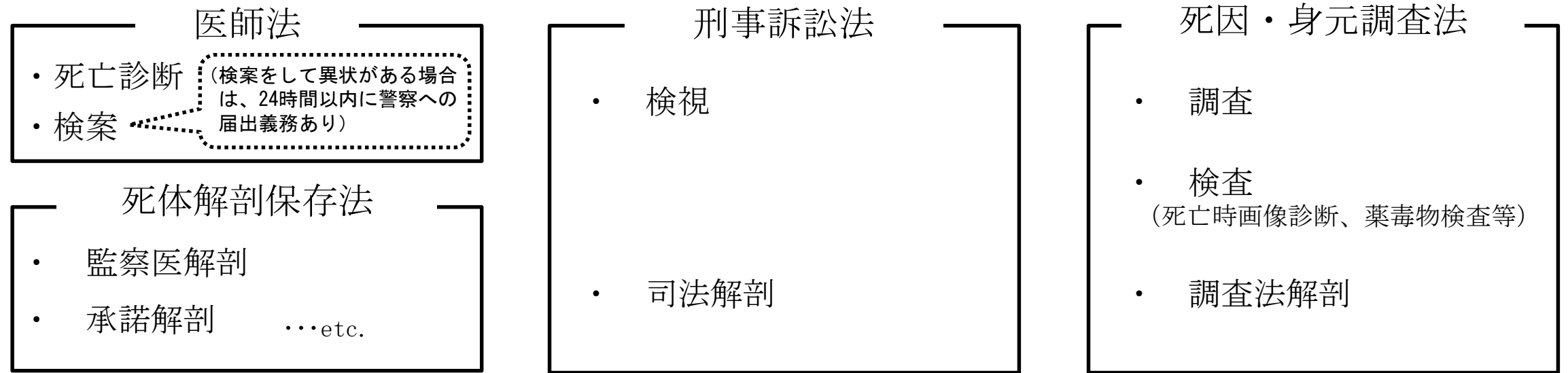
- ・増加する在宅死・孤独死への対応
- ・公衆衛生上の問題への対応
- ・災害発生時に備えた平素からの身元確認態勢の整備 等

○各機関が連携して、総合的・統一的、計画的に推進されているか？

○検証・見直しが行われているか？

## ② 死因究明等に係る制度

### 制度



これらを推進するために・・・

死因究明等推進法（平成24年成立、26年失効）、死因究明等推進計画（26年閣議決定）

<期待される効果>

- 死因究明等が、**重要な公益性を有するものとして位置付けられること**
- 死因究明等に係る**実施体制の強化**
- 死因究明等に係る**人材の育成及び資質の向上**

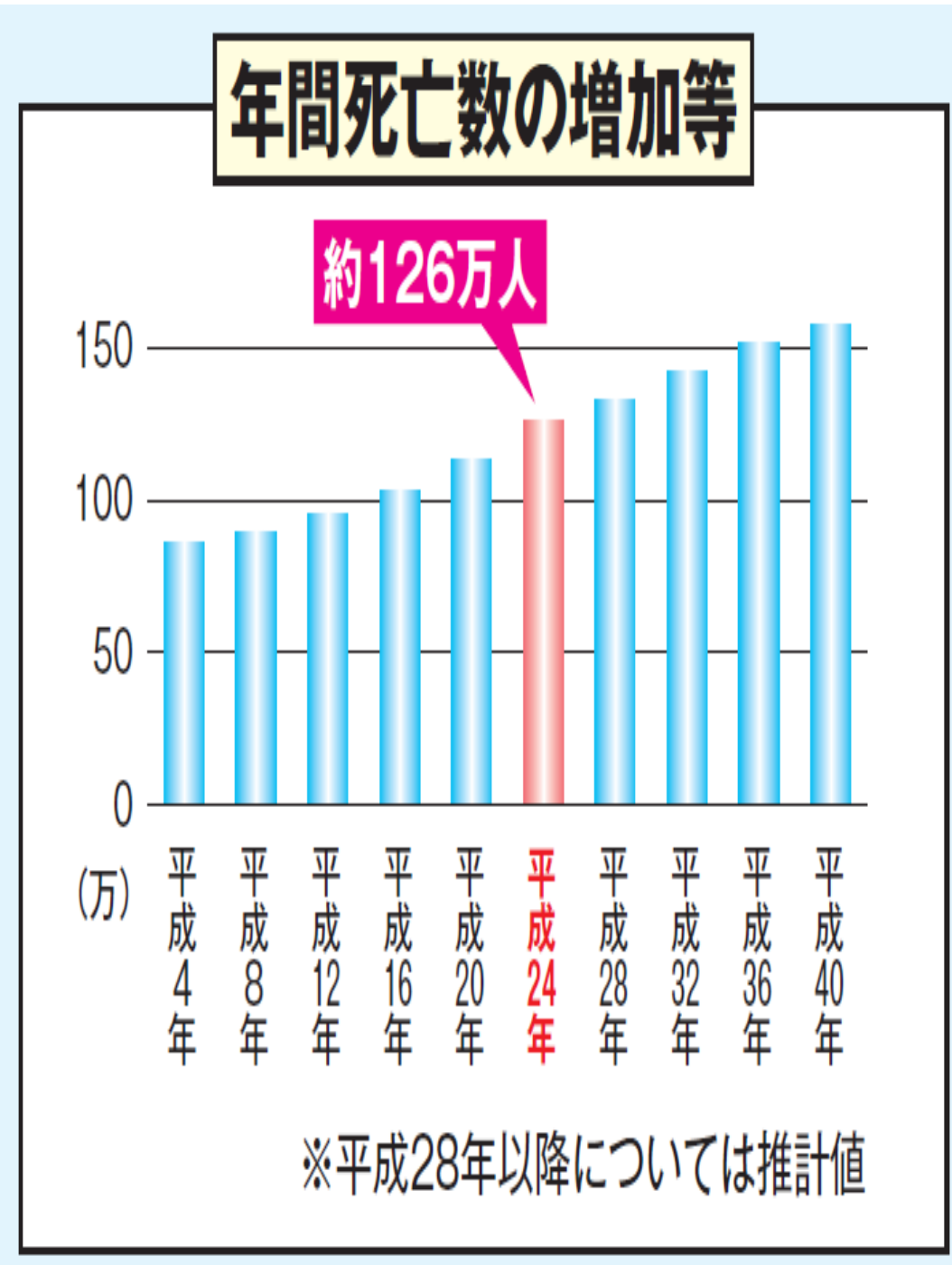
### 8つの重点施策

- ① 死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
- ② 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
- ③ 死因究明等業務に携わる人材の育成及び資質の向上
- ④ 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- ⑤ 死体の検案及び解剖の実施体制の充実
- ⑥ 薬毒物検査、死亡時画像診断等科学的な調査の活用
- ⑦ 身元確認のための科学的な調査の充実及びデータベースの整備
- ⑧ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等説明の促進

今後の動き

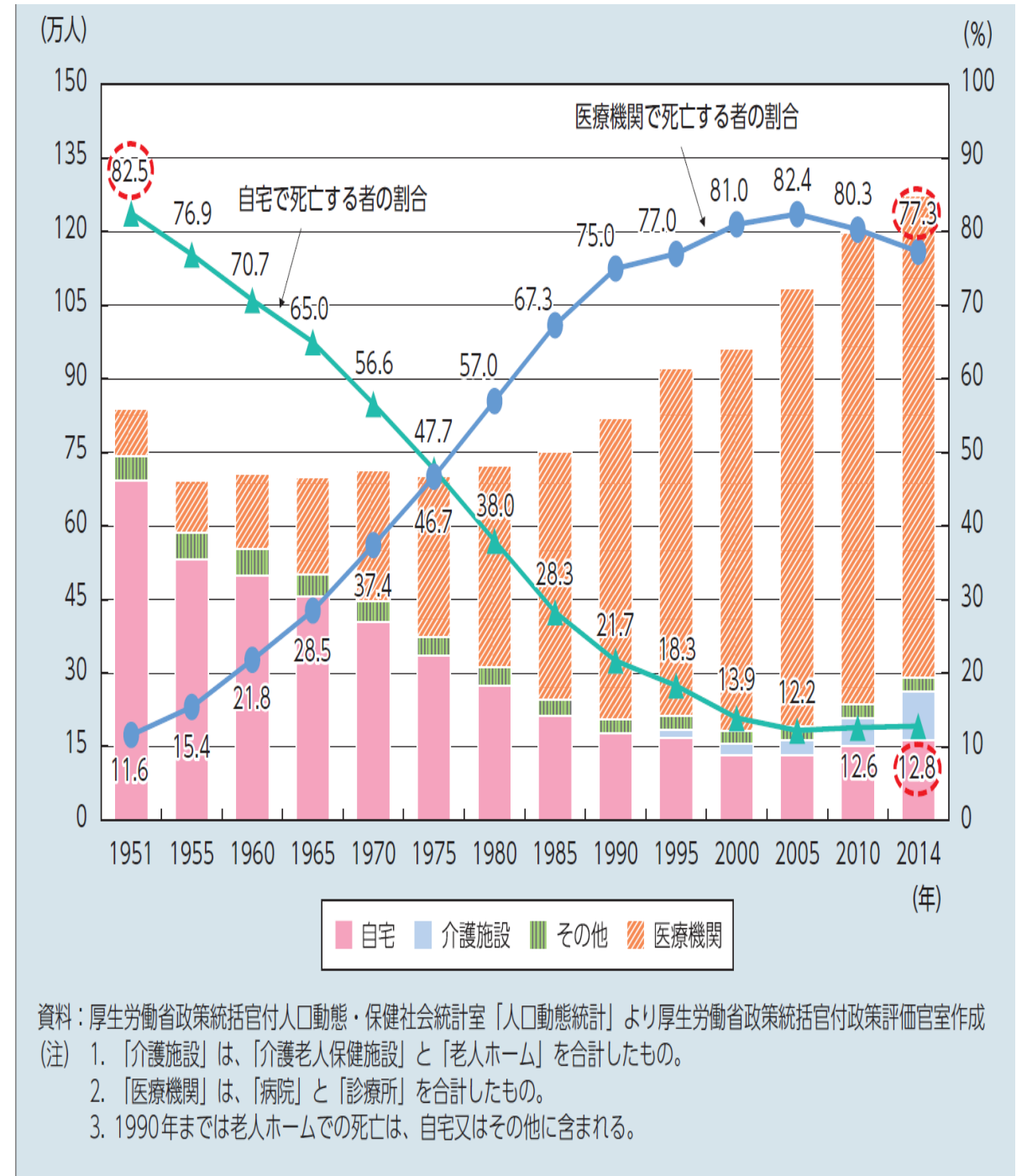
令和元年6月 **死因究明等推進基本法成立**（令和2年4月施行）  
⇒新法に基づき、**新たな推進計画を策定予定**

### ③ 我が国における年間死亡者総数



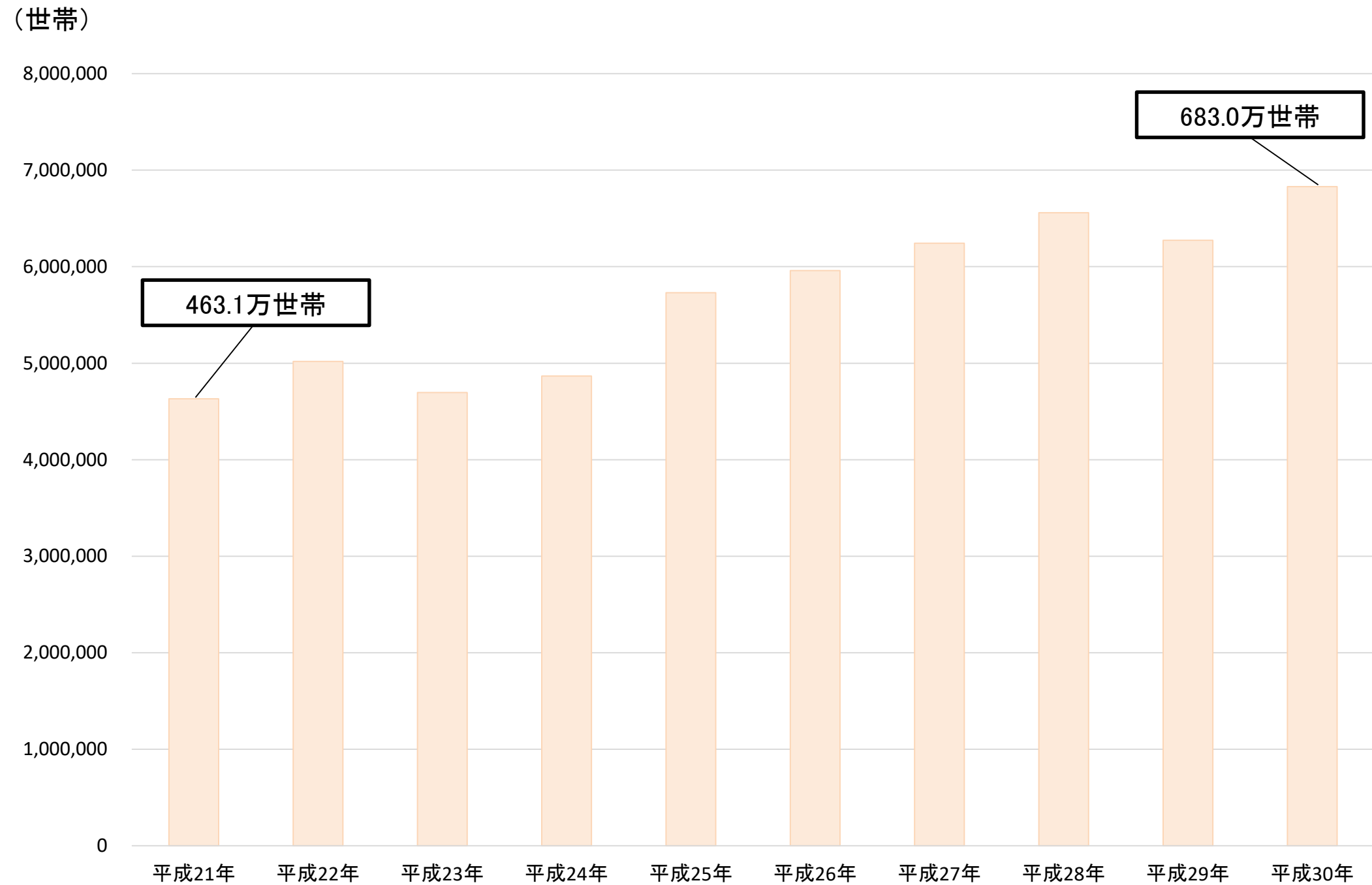
(注) 内閣府「死因究明等の推進」リーフレットによる。

### ④ 死亡場所別にみた、死亡数・構成割合の推移



(注) 平成28年厚生労働白書による。

## ⑤ 高齢一人暮らし世帯数



(注) 「平成30年国民生活基礎調査」に基づき、当省が作成。